



### 「火事」「救急」のときは119番 FAXでも「119」番に通報できます

119番への通報はFAXでもできます。事前登録や専用通報用紙がなくても通報できますが、専用用紙があったほうがスムーズです。専用通報用紙は徳島中央広域連合各消防署（東・中・西）で配布しています。

問い合わせ 徳島中央広域連合消防本部司令室 ☎ 26-1190 FAX 24-9917

### 下水道への接続について

下水道は衛生的で住みよい生活環境の実現をはじめ、川や海の水質保全など、大きな役割を担っています。下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、早期の接続をお願いいたします。

市の下水道工事は「公共ます」まで行いますが、宅内の排水設備工事につきましても、各家庭、事業所の負担となります。

問い合わせ 市下水道課 ☎ 22-2258 FAX 22-2254

### 吉野川市地域包括支援センター 運営協議会委員の募集

本市では、地域包括支援センターの適正な運営を行うために、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

運営協議会は20人以内の委員で構成されますが、このうち、本市在住の介護サービスの利用者や介護保険の被保険者に「第2号委員」をお願いしています。

委員の任期満了に伴い、次のとおり「第2号委員」を募集します。

応募資格 本市在住の介護サービスの利用者や介護保険の被保険者

募集人員 若干名 任期 委嘱の日から2年

応募方法 はがきに住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、長寿いきがい課地域支援係へ郵送してください。

応募締切 7月2日(日) (必着)

問い合わせ 申し込み 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 市長寿いきがい課 ☎ 22-2264 FAX 22-2260

### ファミリー・サポート・センターの会員募集

ファミリー・サポート・センターは、子育て中の家族が安心して子育てと仕事の両立ができるように、保育施設では対応しきれない一時的・突発的な育児のニーズに対して、依頼会員と提供会員が互いに助け合う制度です。

会員種別

○依頼会員 0歳から小学校6年生までの子どもを預かって欲しい方

○提供会員 自宅などで子どもを預かることができる方

○両方会員 援助の依頼も提供もしたい方

活動時間と利用料金

●月～金 午前7時～午後9時 1時間 700円

●土・日・祝日、年末年始、上記以外の時間 1時間 800円

※提供会員への直接支払い

問い合わせ 市ファミリー・サポート・センター (市民センター4階 ちびっこプラザ内) ☎ 22-2440 FAX 22-2441

### びんの分別方法とお願い

ガラスびんの分別の基準は「無色」「茶色」「その他」と法律で定められています。ガラスびんをリサイクルするためには、色が混ざらないよう袋ごとに分別していただく必要があります。

近年、緑系のびんに入った輸入商品が増え、「その他」のびんは複雑な色があり、見分け方が非常に難しくなっています。見分ける方法としては、びんを光に透かし、そのときの色で分別をお願いします。



強い光を直接または長時間見ないように気を付けてください

問い合わせ 市運転管理センター ☎ 25-2111 FAX 25-2112

### 農作業機付き農耕トラクターの公道走行について

農耕トラクターへ直接装着できる農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機など）を装着したまま、公道を走行することができるようになりました。

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なのは、農耕トラクター単体または農耕トラクターに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下）を満たす必要があります。

この寸法を超えて、公道を走行する場合、大型特殊免許が必要です。注意してください。

その他、公道を走行するには一定の条件を満たす必要があるため、詳細は本市、または農林水産省ホームページで確認してください。

問い合わせ 市農林業振興課 ☎ 22-2228 FAX 22-2237 市ホームページアドレス https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2020043000018/

### 重度心身障がい者等医療費受給者認定の更新

対象者には関係書類を送付しています。

受付期限 7月10日(金)まで

手続きに必要なもの

○(更新)申請書

○健康保険被保険者証の写し

○令和2年度(令和元年中)所得課税扶養証明書(※必要な方[令和2年1月2日以降に転じた対象者、配偶者、扶養義務者][市外在住の扶養義務者][住所地特例該当者])

○介護証明書(身体障害者手帳2級所持者のうち常時介護を要する方)

★自動更新となる方★ 後期高齢者医療保険者証をお持ちで、引き続き該当する方は更新手続きが不要です。8月からの受給者証は7月中に送付します。

問い合わせ 受け付け 市社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-2263 FAX 22-2260

### 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、6月中に「現況届」を提出しなければなりません。提出がないと6月以降の児童手当が受給できなくなるので、必ず手続きをしてください。

受付期限 6月30日(火)まで

受付場所 子育て支援課(本館1階)または各支所(川島・山川・美郷)

手続きに必要なもの

○現況届(各受給者に送付しています)

○印鑑(スタンプ印・ゴム印は不可)

○受給者の健康保険被保険者証の写し

児童と受給者の住所が違う場合

○申立書

※世帯の状況に応じて、他にも申告書などが必要な場合があります。

問い合わせ 市子育て支援課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245

